

各 位

会 社 名 株式会社ワンダーコーポレーション
代表者名 代表取締役社長 宇津木 雅美
(J A S D A Q コード番号: 3 3 4 4)
問 合 せ 先 取締役管理副本部長 塚田 英雄
(T E L : 0 2 9 - 8 5 3 - 1 3 1 3)

和解による訴訟の解決及び特別損失の発生に関するお知らせ

当社は、平成21年11月20日付「訴訟の提起に関するお知らせ」及び平成23年2月25日付「訴訟の判決に関するお知らせ」にてお知らせいたしました訴訟について、平成23年8月5日付で和解が成立いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。また、これに伴い特別損失が発生することになりましたので、あわせてお知らせいたします。

記

1. 控訴提起から和解に至るまでの経緯

当社は、株式会社ハードオフコーポレーションとの間のフランチャイズ加盟契約(以下、「同契約」といいます。)の解約後、新たなブランド「WonderREX(ワンダーレックス)」でリユース事業を開始いたしました。同社から、このリユース事業が、同契約が禁止する契約終了後の競業行為に当たるとして、競業行為差止請求及び同契約違反に対する違約金7億5千万円の支払い等を求める訴訟が提起されたものであります。

第1審では、競業行為の禁止及び金7億5千万円の高額賠償並びに金7億5千万円に対する年6%の遅延金を支払う事を当社に命ずる旨の判決が出されましたが、当社はこれを不服として、平成23年3月11日付けで東京高等裁判所に控訴しておりました。

今般、東京高等裁判所より和解案の提示がなされたことから、これを受け和解協議を行ってまいりました結果、平成23年8月5日、訴訟上の和解が成立したものであります。

当社といたしましては、このまま本件訴訟が継続された場合の訴訟に係る人的・金銭的・時間的負担等を考慮した結果、裁判所の和解案を受け入れ、早期解決を図ることが合理的であると判断いたしました。

2. 和解の相手方

- (1) 商 号：株式会社ハードオフコーポレーション
- (2) 本 店 所 在 地：新潟県新発田市新栄町3丁目1番13号
- (3) 代表者の役職・氏名：代表取締役会長兼社長 山本 善政

3. 和解の主な内容

- (1) 当社は、和解金として7億8千万円の支払義務を負う。
- (2) 株式会社ハードオフコーポレーションは、その余の請求を放棄する。
- (3) 当事者双方は、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何ら債権債務がないことを相互に確認する。
- (4) 訴訟費用は各自の負担とする。

4. 今後の見通し

本和解に伴い、平成24年2月期第2四半期累計期間において、和解金7億8千万円を特別損失として計上する予定であります。なお、本件による平成24年2月期の連結業績予想への影響につきましては、現在精査中であり、確定次第速やかにお知らせいたします。

以 上